

“返済不要”の助成金を活用して“労働環境等の改善”に取り組むことができます

両立支援等助成金

（出生時両立支援コース「子育てパパ支援助成金」）

男性労働者が育児休業・育児目的休暇を取得しやすい職場風土作りの取り組みを行い、実際に利用させた事業主に対して助成されます。

受給できる事業主 ※下記以外にも、雇用関係助成金共通の要件などいくつかの受給要件があります。

次の要件に該当する雇用保険の適用事業所の中小企業事業主

■第1種：男性労働者が子の出生後8週間以内に開始する育児休業を取得した場合に対する助成

- ①育児・介護休業法に規定する雇用環境整備の措置を複数実施すること
- ②男性労働者が、子の出生後8週間以内に開始する連続5日以上育児休業を取得すること
- ③育児休業取得者の業務を代替する労働者の業務見直しに係る規定を策定し、当該規定に基づき業務体制の整備をしていること

※育児休業取得者の業務を代替する労働者を新規雇用（派遣を含む）した場合、加算して支給（代替要員加算）

■第2種：上記第1種の支給を受けた事業主において、男性労働者の育児休業取得率が上昇した場合に対する助成

- ①第1種の支給を受けていること
- ②育児・介護休業法に規定する雇用環境整備の措置を複数実施すること
- ③育児休業取得者の業務を代替する労働者の業務見直しに係る規定を策定し、当該規定に基づき業務体制の整備をしていること
- ④男性労働者の育児休業取得率が、第1種の支給を受けてから3事業年度以内に30%以上上昇していること
- ⑤育児休業を取得した男性労働者が、第1種の申請に係る者の他に2名以上いること

受給内容

■第1種：20万円（1事業主1回限り）

※代替要員加算：20万円（代替要員が3人以上の場合、45万円）

- #### ■第2種：
- 1事業年度以内に30%以上上昇した場合：60万円<75万円>
 - 2事業年度以内に30%以上上昇した場合：40万円<65万円>
 - 3事業年度以内に30%以上上昇した場合：20万円<35万円>

※< >内は生産性要件を満たした場合の支給額

取り扱い機関

都道府県労働局雇用環境・均等部（室）